

年ごろになっても結婚しない息子さん、娘さんを抱え悩んでおられる親御おやこさんの話をよく耳にします。現在、30代前半の男性の2人に1人、女性の3人に1人が未婚であり、生涯結婚しない人も男性で15%、女性で7%と急増しています。

では、何故、未婚者が多くなったのでしょうか？

一昔前まで、結婚に対する考え方や生活様式に大きな個人差はなく、ほとんどの人は自分の気持ちを伝え、相手の心を読む力（コミュニケーション能力）がなくても伴侶を得ることができました。

恋愛が自由化し、結婚に対する考え方や生活様式が多様化した今日、若者が価値観を共有できる相手を見つけ、経済格差に加え、容姿や性格などの魅力格差も乗り越えて結婚にこぎ着けるには、結婚に対する意欲とコミュニケーション能力が不可欠となりました。

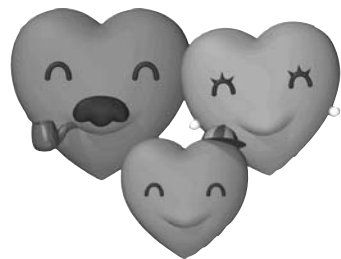
現在、少子化対策として育児支援や医療費助成など、様々な施策が実施されています。しかし、次に課題となるのは結婚支援、単に未婚の男女の出会いの機会を作るだけでなく、自分の気持ちを伝え、相手の心を読み、人とうまくやっていける能力（コミュニケーション能力）の訓練を含めた、総合的な結婚支援なのかもしれません。

## 特設人権相談所開設

**日時** 6月2日(月) 13:00～16:00

**場所** 北勢福祉センター2階 相談室 **相談員** 人権擁護委員

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日（6月1日）」にちなみ、「全国一斉特設相談」を実施します。相談は無料で、秘密は厳守します。いじめ・差別・隣人関係などでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。



☎ 大安庁舎 人権啓発課 ☎ 78-3508 ☎ 78-1114

## 『児童手当現況届』提出のお願い

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。

この届けは、毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。「現況届」を提出されないと、6月分以降の手当てが受けられなくなります。

「現況届」は、右記を参考に「添付書類」を添えて6月中に大安庁舎子ども家庭課または各庁舎総合窓口課へ提出してください。

※提出しても所得要件等で、児童手当を受けられない場合があります。

※6月初旬に対象者の方へ「現況届」を郵送します。

### 必要な添付書類など

- ① 厚生年金等に加算されている方は、年金加入証明書または受給者本人の健康保険証の写しを添付してください。  
※保険証のコピーを添付する場合は、必ず加入している年金等の年金手帳、組合員証または加入者の記号・番号を「現況届」にご記入ください。
- ② 児童と別居している方は、その児童の属する世帯全員の住民票を添付してください。
- ③ 1月2日以降に転入された方は、「平成20年度（19年中所得）児童手当用所得証明」を添付してください。（平成20年1月1日時点の住所地で取得してください。）

☎ 大安庁舎 子ども家庭課 ☎ 78-3513 ☎ 78-1114